

令和5年度 沼田市立沼田東小学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 基本目標 沼田東小学校に学ぶすべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにする
- 具体目標 ①学校は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をすべての児童と職員・保護者とで共有するように働きかける。
②学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童による主体的ないじめ防止活動を推進する。
③学校は、組織としていじめの早期発見に取り組み、家庭・地域と連携して実態把握を行う。
- 目指す学校像
 - ①子どもが明るく元気に通える学校
 - ②保護者が信頼して任せられる学校
 - ③地域が誇りにできる学校
 - ④教師のよさを発揮できる学校

(定義)

「いじめ」とは、「児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、ブロック代表（低中高）、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、PTA 本部役員 等

<組織の主な役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

<情報交換>

- ・定期的な会の開催は行わないが、いじめ事案発生時は、即ケース会議を設ける。

2 未然防止にむけた取組

(1) 「わかる」授業づくり～すべての児童が参加・活躍できる授業の実現～

- ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくり。
- ・授業を担当するすべての教員による、授業改善に向けた公開授業を実施する。
- ・「授業の冒頭で目標を示す活動」や「授業の最後に学習したことを振り返る活動」の充実。

(2) 学習規律の徹底～児童が困らないようにするための居場所づくりに向けて～

- ・忘れ物をしない
- ・チャイム着席（チャイムスタート）
- ・授業中の正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方の指導

(3) 学習集団づくり

- ・話合い活動、学級活動の充実
- ・居場所づくり
- ・絆づくり

(4) 児童会活動の充実

- ・児童会スローガン『人の気持ちを考えてみんななかよし東小』を掲げ、よりよい学校生活を送ることができるように、学校全体として統一した取組を進める。
- ・児童がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

(5) 環境づくり

- ・一人一人の児童が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」の掲示する。
- ・学校行事や児童会活動等で、児童が活躍した様子を掲示する。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるような「道徳の時間」を充実させる。
- ・「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
- ・お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など6年間を見通して体系的・計画的に実施する。
- ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の計画的な推進、及び児童・保護者に対して注意を喚起していく。
- ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。

(9) 学校間の連携や他機関の協力体制の整備

- ・幼稚園や保育園、学童、北小学校、沼田中学校との情報交換を行う。
- ・万引き防止教室、自殺防止教室を行うなど、沼田警察との連携を図っていく。

3 早期発見にむけた取組

(1) 児童の声に耳を傾ける

- ・朝・帰りの会、授業中等の観察
出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子 等
- ・教育相談週間の実施
年1回（11月）に実施
- ・生活振り返りアンケートの実施（複数の目でチェック）
毎月末に実施
- ・ノート・日記指導
生活ノートや日記などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童の行動を注視する

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・児童の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

4 早期解消にむけた取組

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ① 重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

*斜線文字は実施せず

	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	○学校の基本方針について職員に説明 ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○生活振り返りアンケート① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解	・全教職員で学校基本方針について共通理解する
5月	○児童会を中心に児童会スローガンを決定→7月に決定 ○生活振り返りアンケート② ○学校行事（遠足、旅行）を通じた人間関係づくり	・児童会役員を中心に児童会スローガンを決定、学校生活をよりよくしようとする意識をもつ
6月	○生活振り返りアンケート③ ○沼中学区における児童生徒会の情報交換会① 《いじめ防止フォーラムへの参加》	・いじめフォーラムで得た情報を共有する
7月	○生活振り返りアンケート④ ○学校評価の実施①	・学校評価を実施し、1学期の取組を振り返る
8月	○生活振り返りアンケート⑤ ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討	・学校評価の結果を基に取組全体の見直しや2学期以降の計画を修正する
9月	○生活振り返りアンケート⑥ ○学校行事（運動集会）を通じた人間関係づくり	・児童の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に努める
10月	○生活振り返りアンケート⑦ ○学校行事（旅行、遠足）を通じた人間関係づくり	・SCを講師として人間関係づくりに関わる授業を実施する
11月	○生活振り返りアンケート⑧ 【沼中学区における児童生徒会の情報交換会②】 ○教育相談の実施	・教育相談月間を活用していじめの早期発見に努める

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活振り返りアンケート⑨ ○人権週間（人権意識啓発活動） <ul style="list-style-type: none"> ・人権講話等の実施 ○児童会を中心としたいじめ防止活動の実施 ○学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が互いの良さを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活振り返りアンケート⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けの児童の様子を観察し、いじめの未然防止、早期発見に努める
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活振り返りアンケート⑪ ○沼中学区いじめ子ども会議への参加 《沼田市いじめ子ども会議への参加》 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会のこれまでの取組を他校と情報共有し、次年度に生かしていく
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活振り返りアンケート⑫ ○児童会スローガンに対する取組の振り返り ○学校基本方針の見直しと来年度に向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組を振り返り、次年度に向けての取組を検討する